

報告第4号

専決処分の報告について（和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

和解について専決処分したので、報告するものです。

和解について

<p>事件の概要</p>	<p>令和4年10月21日に教育相談センターが講演会で使用した資料において、和解の相手方が著作権を有するイラストを無断で使用し、及び当該資料を我孫子市立湖北台東小学校のホームページ上において2年間にわたって掲載したことに係る損害賠償請求について、令和6年9月27日に当該和解の相手方からの請求書を受領した。</p>
<p>和解の相手方</p>	<p>市外在住 個人</p>
<p>専決処分日</p>	<p>令和6年11月11日</p>
<p>和解条項</p>	<p>第1条 我孫子市（以下「乙」という。）は、和解の相手方（以下「甲」という。）が著作権を有するイラスト1点（計2か所）を乙の教育委員会教育相談センターで作成した「大人が子どもの行動に困ったときは」というレジュメ及び我孫子市立湖北台東小学校のホームページ上において、無断使用していたこと（以下「本件」という。）を認め、謝罪の意を表す。</p> <p>第2条 乙は、本件の解決金として、金220,000円を甲に対して支払う。</p> <p>第3条 乙は、前条に定める額を甲との合意から30日以内に甲の指定する口座に送金して支払う。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。</p> <p>第4条 乙は、乙が無断使用していたイラストについて、第1条に規定するレジュメ及びホームページから削除したことを確約する。</p> <p>第5条 乙は、甲に対して、今後、甲が著作権を有するイラストを無断使用しないことを確約する。</p> <p>第6条 甲及び乙は、第3条に基づく乙から甲への支払いをもって本件に係る問題は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したものを除き、本件に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p>